

1. 特定施設（介護付有料老人ホーム）

① 特別訪問看護指示書の交付があった場合

急性増悪等の理由により、主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、訪問看護ステーションからの訪問が可能です。

特別訪問看護指示書は、14日以内の期間設定で交付されます。また、月に1度のみ交付を受けられます。月の最後の14日と、翌月最初の14日で交付を受けた場合は28日連続での利用も可能です。訪問回数の制限もありません。

急性増悪期にあるかどうかの判断は、医師の判断となります。

② 『厚生労働大臣が定める疾病等』に該当する場合（通常の訪問看護指示書が必要） 厚生労働大臣が定める疾病等

1	末期の悪性腫瘍
2	多発性硬化症
3	重症筋無力症
4	スモン
5	筋萎縮性側索硬化症
6	脊髄小脳変性症
7	ハンチントン舞蹈病
8	進行性筋ジストロフィー症
9	パーキンソン病（ヤールの臨床的症度分類のステージ3以上であって生活機能症度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）
10	シャイ・ドレーガー症候群
11	クロイツフェルト・ヤコブ病
12	亜急性硬化性全脳炎
13	後天性免疫不全症候群
14	頸髄損傷
15	人工呼吸器を使用している状態

※医療保険で週4日以上 of 訪問看護が認められる疾病等に該当し、介護認定を受けていても医療保険が優先されます。

介護保険を利用しての訪問看護（訪問看護ステーションからの理学療法士によるリハビリを含む）が認められていないことから、あくまでも上記①か②に該当し、医療保険が適応される場合のみ保険を利用した訪問が可能です。

2. グループホーム

特定施設（介護付有料老人ホーム）と同一の基準となっておりますので、①か②に該当する場合は、医療保険を利用しグループホームへの訪問も可能です。

3. ケアハウス

特定施設の指定を受けていないケアハウスは、介護保険を利用し、通常の訪問看護（リハビリ含む）が利用可能です。

また、1－①②に該当する場合は医療保険での利用となります。

特定施設の指定を受けているケアハウスの場合は、特定施設（介護付有料老人ホーム）の場合と同じ基準となります。

4. 外部サービス利用型特定施設

訪問看護ステーションと施設が契約を締結することにより、介護保険を利用しての訪問看護（リハビリ含む）が利用可能です。

5. 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護の指定を受けている施設への訪問はできませんが、ご自宅にいらっしゃる時は、訪問看護（リハビリ含む）の利用が可能です。